

一般社団法人社会情報学会委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、社会情報学会定款第58条の規定に基づいて、社会情報学会（以下「本学会」という。）の委員会に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置する委員会)

第2条 本学会に、常任委員会として、総務委員会、研究活動委員会、学会誌編集委員会、表彰委員会、国際委員会、渉外委員会ならびに広報ネットワーク委員会を置く。

2 本学会は、必要に応じて、その他の委員会を置くことができる。

(委員会の職務)

第3条 常置委員会は、次の会務を分掌する。

一 総務委員会

- イ 諸規則の整備および議事録管理に関すること
- ロ 社員総会、理事会など会議に関すること
- ハ 予算、決算、会計など財務に関すること
- ニ 会員の入退会、会員名簿、会員の充実など会員に関すること
- ホ 学会広報の編集・発行および学会の刊行物に関すること

二 研究活動委員会

- イ 学会大会、シンポジウム、講演会、研究会の企画・運営に関すること
- ロ 会員の交流および情報交換機会の提供に関すること
- ハ 研究の推進、普及および教育に関すること
- ニ 学術会議および国内の関係学協会との交流に関すること

三 学会誌編集委員会

- イ 学会誌の編集・発刊に関すること
- ロ 学会誌掲載論文の審査に関すること

四 表彰委員会

- イ 学会賞など表彰に関すること

五 国際委員会

- イ 国際的な研究活動の企画、運営に関すること
- ロ 関係学協会との国際的な交流に関すること

六 渉外委員会

- イ 本学会の渉外活動に関すること

七 広報ネットワーク委員会

- イ 本学会のホームページの運用・管理に関すること

(委員の委嘱)

第4条 会長は、理事会の議を経て、委員を委嘱する。

2 委員長は、会長が指名する。

3 委員長は、理事を以って充てるものとする。

4 委員の任期は、委員長の理事の任期に準ずる。ただし、1回に限り再任することができる。

5 前項の規定にかかわらず、委員の任期の終結の時に、担当職務が継続している場合には、会長は理事会の議を経て、当該委員の任期を延長することができる。

6 委員長は、必要があると認められる場合は、委員の中から副委員長、幹事を選任することができる。

7 委員長は、必要があると認められる場合は、委員会の議を経て、臨時委員を委嘱することができる。

8 臨時委員の任期は、委員の任期を超えることができない。

9 前項の規定にかかわらず、臨時委員の任期の終結の時に、担当職務が継続している場合には、会長は理事会の議を経て、当該臨時委員の任期を延長することができる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、委員会開催の2週間前までに、開催の日時、場所、目的を委員に通知するとともに、併せて事務局長に通告しなければならない。

(記録)

第6条 委員会は、議事録を作成する。

2 委員長は、議事録を事務局長に提出しなければならない。

(委員会運営細則の制定)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員会運営細則を制定することができる。

(関連委員会の設置)

第8条 委員会は、その分掌する会務のより適切かつ効果的な運用を期するため、必要に応じて、第2条第2項に規定する委員会の設置を理事会に提議することができる。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

1. この規則は、2012年3月4日より施行する。

附則

1. この規則(改正)は、2014年3月1日から施行する。

附則

1. この規則(改正)は、2015年12月12日から施行する。